



平成22年第2回
箕面市国民健康保険運営協議会

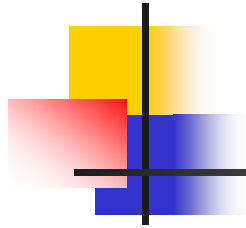
2010年8月
箕面市市民部国保年金課
収納整理担当



目次

I 平成21年度 国民健康保険事業の状況

- 1.国保財政健全化の取り組みの背景
- 2.平成21年度の目標と結果
- 3.平成21年度決算額（歳入・歳出）
- 4.加入者の推移
- 5.赤字額の推移
- 6.一人あたりの医療費と保険料の推移
- 7.平成21年度の収支対策
- 8.現年度の保険料の収納率の推移
- 9.滞納分の保険料の収納率の推移



Ⅱ 平成22年度 国民健康保険事業の状況

- 10.平成22年度の変更点
- 11.平成21年度と平成22年度の保険料率など
- 12.モデル世帯の保険料
- 13.平成22年度の収納対策

Ⅲ 医療制度・国民健康保険制度改革の動き

- 14.医療制度改革（国の動き①）
- 15.医療制度改革（国の動き②）
- 16.医療制度改革（府の動き①）
- 17.医療制度改革（府の動き②）

1. 国保財政健全化の取り組みの背景

平成20年度の箕面市国民健康保険運営協議会時の国保事業の状況

- ・医療給付費が毎年増加しており、平成20年度のままでは毎年赤字決算が続くことが予想されました。
- ・平成19年度末時点で累積赤字が24億円あり、平成20年度決算見込みで30億円を超えてしまう見込みでした。
- ・平成15年度から保険料率を固定しており、医療給付費をまかなえる保険料を賦課できていない状況でした。

国保制度を持続可能とするための国保運営協議会での慎重審議の結果

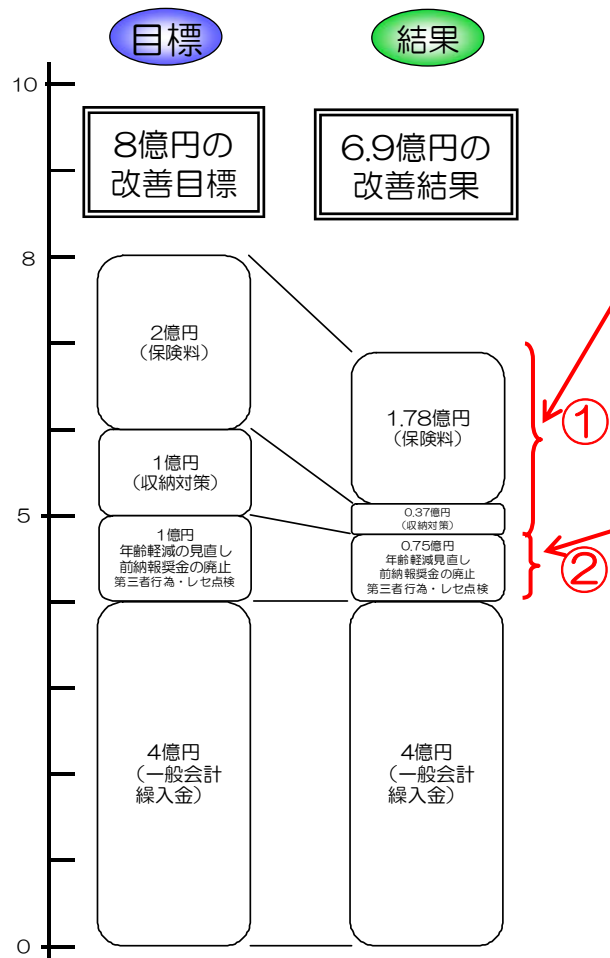
- ・収納対策などの「保険者としての市の取り組み」を強化する。
- ・年齢による保険料の軽減や保険料率の二段階化など「市独自制度の見直し」を行う。
- ・そして、保険料の増額を実施する。

これらの取り組みにより、国保財政の健全化を図り単年度の赤字を抑制することとなりました。ただし、国保加入者の急激な負担増に配慮し、保険料の増額は平成21年度と平成22年度の2ヶ年をかけて実施することとされました。

2.平成21年度の目標と結果

・平成21年度は、改善目標8億円に対して6.9億円の改善結果となりました

取り組みの目標と結果



①保険料の増額と収納対策

目標3億円に対して、2.15億円の結果となりました。

目標を下回った主な理由

- ・収納対策の1億円の増額目標に対し、0.37億円の増額となったこと

②保険者の努力と市独自制度の見直し

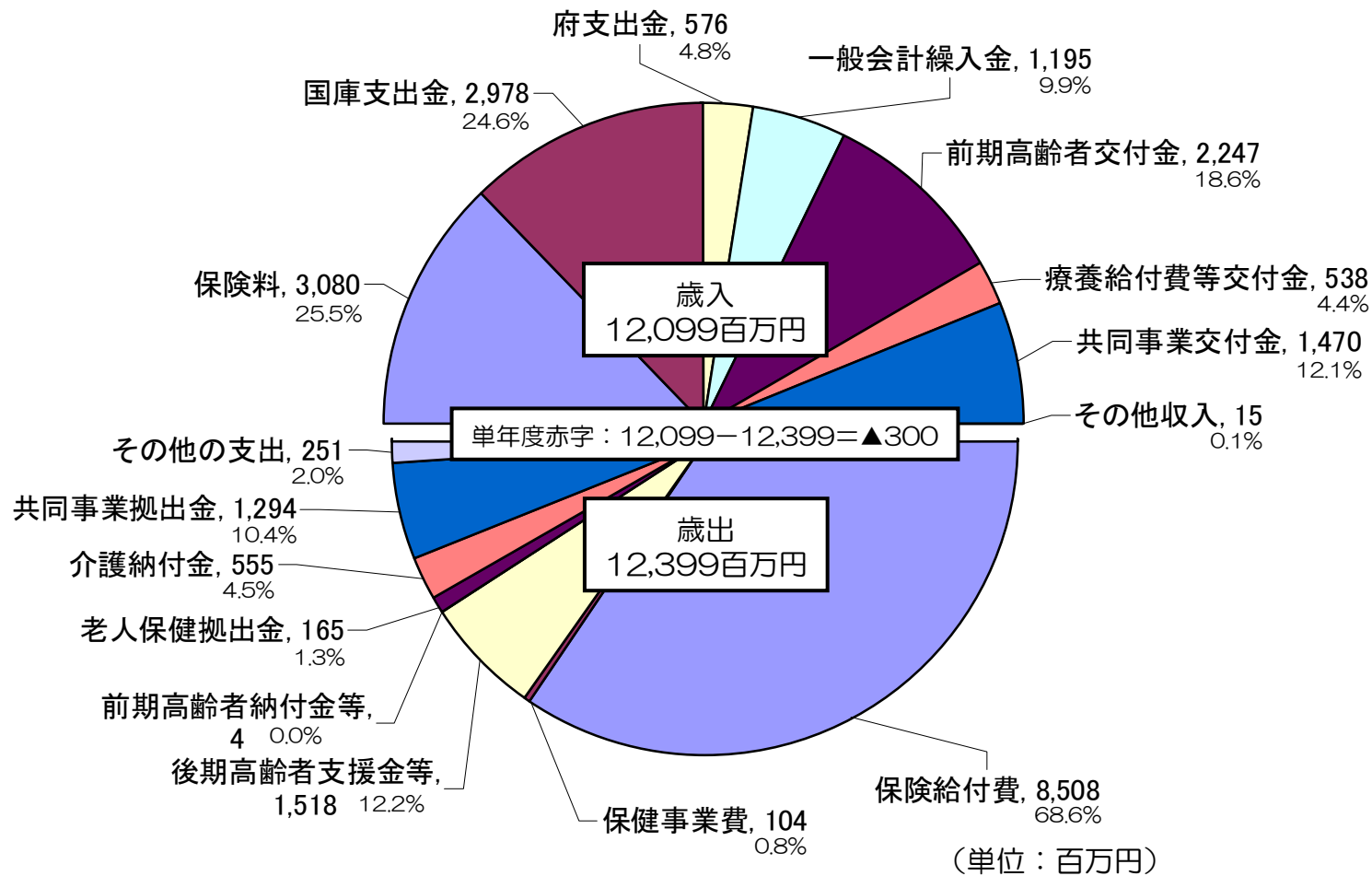
目標1億円に対して、0.75億円の結果となりました。

目標を下回った主な理由

- ・レセプト点検の1千5百万円の増額目標に対し、8百万円の増額となったこと
- ・前納報奨金の廃止を平成21年度本算定の保険料からとしたため1千6百万円の目標に対して1千2百万円の効果額であったこと

3.平成21年度決算額（歳入・歳出）

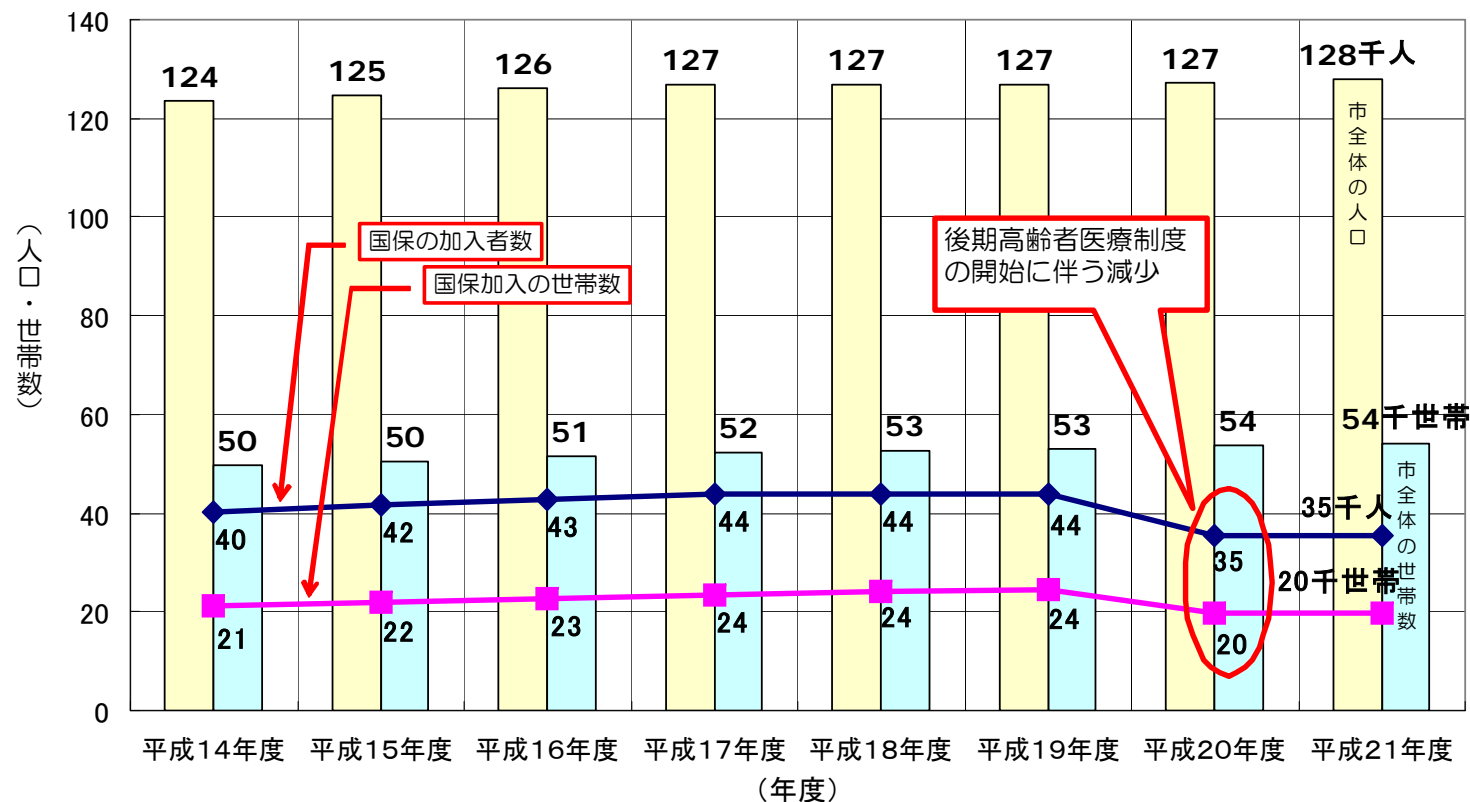
・平成21年度の単年度赤字は、約3億円となりました



4.加入者の推移

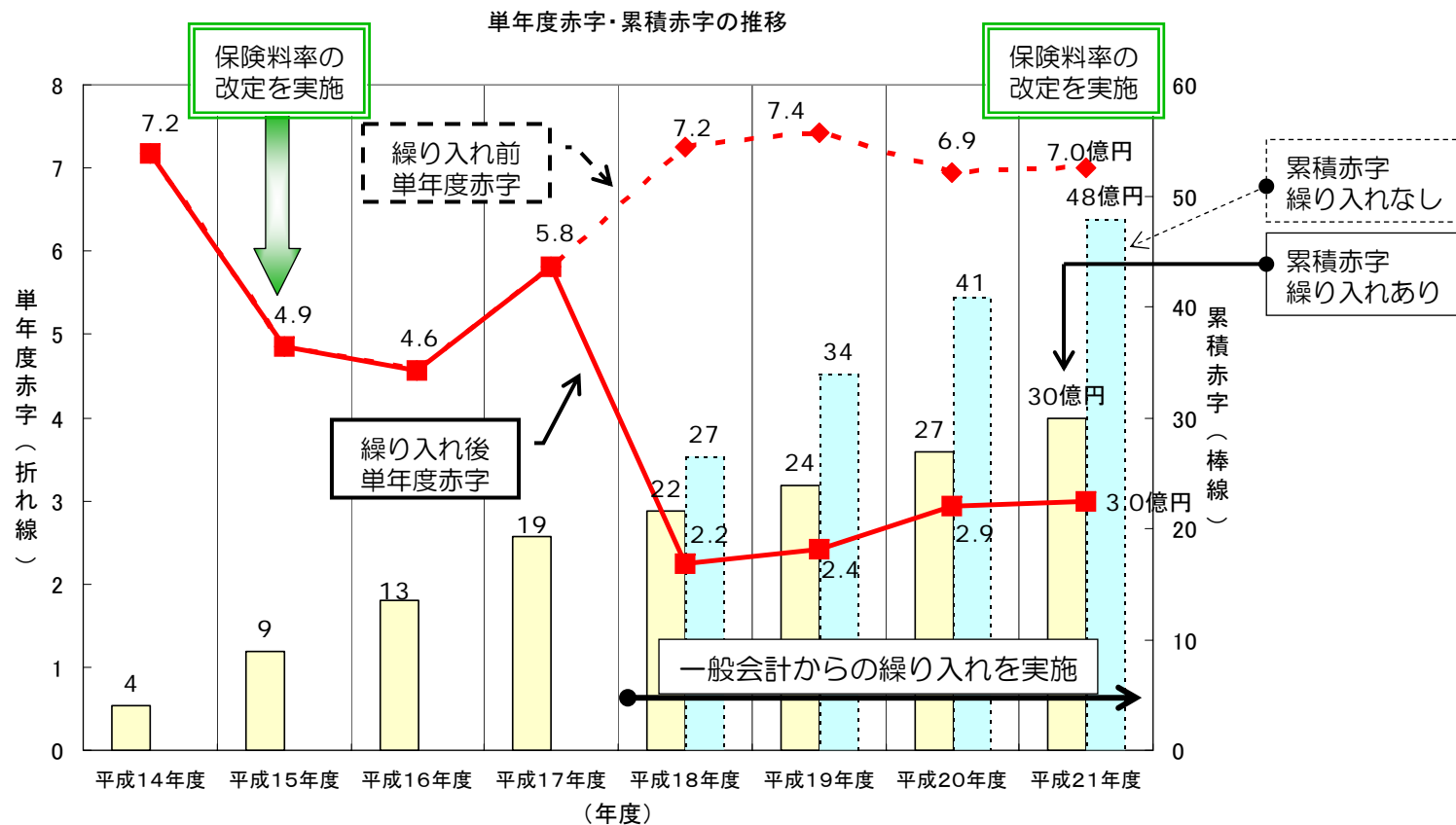
- 平成20年度に後期高齢者医療制度の開始に伴い、国民健康保険から後期高齢者医療制度に約8千人が移行したため被保険者数が減少しましたが、これ以降、加入者数の大きな変動はありませんでした

被保険者数の推移



5.赤字額の推移

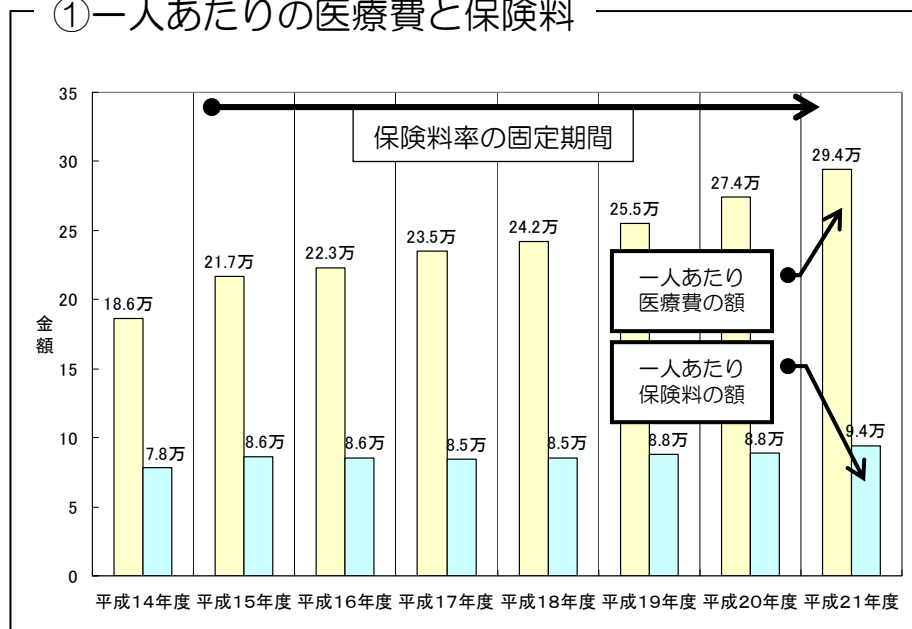
- 平成21年度の単年度赤字は、約3億円です。一般会計から4億円の繰り入れを行いましたので、実質的には7億円の単年度赤字が生じています
- 平成15年度の保険料率の改定は、単年度赤字の抑制につながりましたが、平成21年度の保険料率の改定は、単年度赤字の抑制を行えるまで至りませんでした



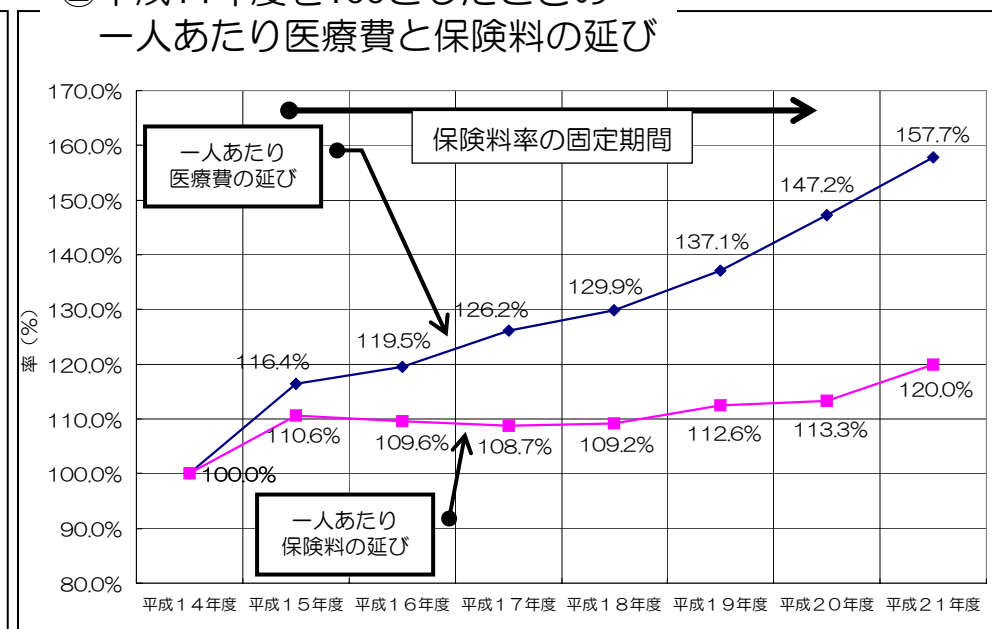
6.一人あたりの医療費と保険料の推移

- ・一人あたりの医療費は、年々増加しています。
- ・医療費と保険料の伸び率が同調しておらず、医療費の支出と保険料による収入のバランスが悪いです

①一人あたりの医療費と保険料



②平成14年度を100としたときの
一人あたり医療費と保険料の伸び



※老人保健対象者を含みません

7.平成21年度の収納対策

- ・訪問対象件数1,794件の訪問を実施しました。
- ・訪問した対象者のうち650件（36%）の被保険者に納付誓約^{※1}をいただきました
- ・納付誓約をいただいた金額の合計は、31,496千円です。

平成21年度の臨戸訪問の実績

区分	対象者	実施月	滞納者数	訪問対象 件数	訪問済み 件数	納付誓約 の件数	納付誓約 の金額 (千円)
滞納 繰越	滞納額50万円超	5月、6月	721	450	450	212	13,160
	滞納額20万円以上 50万円以下	7月、8月	634	528	528	233	12,129
	滞納額10万円以上 20万円未満	9月、10月	931	610	610	120	1,933
	小計		2,286	1,588	1,588	565	27,222
現年	滞納額10万円以上	4月、5月 12月、1月	501	206	206	85	4,274
	小計		501	206	206	85	4,274
合計			2,787	1,794	1,794	650	31,496

※訪問対象の基準

- ①納付が全くなされていない
- ②納付が中断している
- ③納付誓約どおりに履行されていない

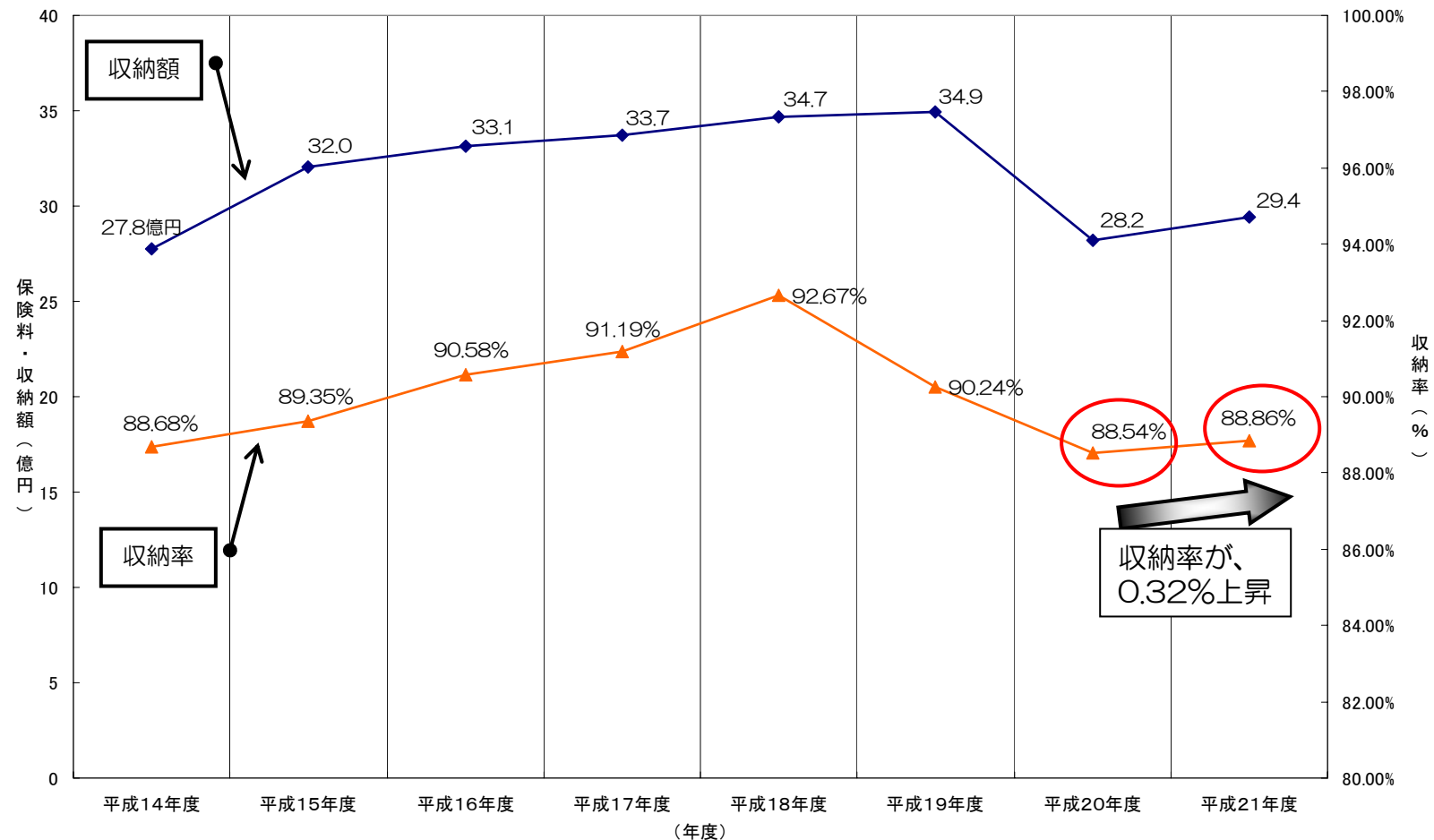
31,496千円の納付誓約を
いただきました。

訪問対象とした全対象者を訪問しました。

※1 納付誓約とは
未納となっている保険料を分割納付などにより納付する約束をすること

8. 現年度の保険料の収納率の推移

・ 現年度（平成21年度）の保険料の収納率は、+0.32%上昇しました



10.平成22年度の変更点

1.保険料率について（平成22年6月30日に告示済）

- ・保険料率を二段階から一段階に変更しました。
- ・保険料の総額は、保険料改定の1億円と限度額改定3千万円の増により34億4千万円となりました。

2.障害者減免の見直しについて

（箕面市身体障害者等に対する国民健康保険料の減免取扱要綱 平成22年箕面市訓令第19号）

1. 世帯の所得と障害程度の両方に配慮し減免割合を変更しました。
2. 減免の対象となる世帯の所得は、500万円以下としました。
3. 平成21年度と所得に変更がなければ、
 - ・50%の減免を受けていたかたは、40%（重度）と30%（重度以外）に変わります。
 - ・30%の減免を受けていたかたは、24%（重度）と18%（重度以外）に変わります。
 - ・10%の減免を受けていたかたは、8%（重度）と6%（重度以外）に変わります。
4. 新たに、精神障害保健福祉手帳の交付を受けている世帯を減免の対象に追加しました。

年度	所得区分	所得階層ごとの減免割合					区分に含まれる等級
		125万円以下	125万円超 ～400万円	400万円超 ～500万円	500万円超 ～1000万円	1000万円超	
平成21年度 まで	程度による 区分なし	50%	30%	10%	対象外	対象外	身体障害者手帳 1級～6級 被爆者健康手帳 所持 戦傷病者手帳 所持 療育手帳 A1, B1, B2
平成22年度 から	重 度	40%	24%	8%	対象外	対象外	身体障害者手帳 1級、2級 被爆者健康手帳 所持 戦傷病者手帳 所持 療育手帳 A 精神障害者保健福祉手帳 1級 ←
	重度以外	30%	18%	6%	対象外	対象外	身体障害者手帳 3級～6級 療育手帳 B1, B2 精神障害者保健福祉手帳 2級、3級 ←

※平成22年度の保険料から、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの加入者も新たに減免の対象としました

3.保険料の納付について

- ・8月に送付する本算定の保険料からコンビニエンスストアでも納付いただけます。
- ・25事業者のコンビニエンスストアで、保険料を納付いただけます。



11.平成21年度と平成22年度の保険料率など

平成22年度 保険料率

平成22年度		基礎賦課額分	後期高齢者支援金等賦課額	介護納付金賦課額	介護保険該当計	介護保険非該当計
所得割額	所得割算出基礎額に対して	5.90%	2.00%	1.80%	9.70%	7.90%
均等割額	加入者一人につき ※年齢軽減あり	39,300円	12,600円	14,400円	66,300円	51,900円
保険料の上限額(賦課限度額)		500,000円	130,000円	100,000円	730,000円	630,000円
保険料の総額		34.4億円	被保険者数	35,151人	1人あたり保険料	97,888円

※所得割算出基礎額：平成21年中の総所得から基礎控除額33万円を控除し、千円未満の額を切り捨てた金額

※介護納付金賦課額：40歳以上65歳未満の加入者のみ

※年齢軽減：世帯主を除く18歳以下の被保険者の「基礎賦課額分」及び後期高齢者支援金等賦課額の均等割額について、対象者の1人目は2割を減額、2人目は5割を減額、3人目以降は7割を減額

1.3億円の増としました。

一人あたり換算で3,475円の増となりました。

料率を一段階化しました。

【参考】平成21年度 保険料率

平成21年度		基礎賦課額分	後期高齢者支援金等賦課額	介護納付金賦課額	介護保険該当計	介護保険非該当計
所得割額	所得割算出基礎額が、400万円超の金額	6.00%	2.10%	2.10%	10.20%	8.10%
	所得割算出基礎額が、400万円以下の金額	4.75%	1.72%	1.72%	8.19%	6.47%
均等割額	加入者一人につき ※年齢軽減あり	39,300円	12,600円	14,400円	66,300円	51,900円
保険料の上限額(賦課限度額)		470,000円	120,000円	100,000円	690,000円	590,000円
保険料の総額		33.1億円	被保険者数	35,059人	1人あたり保険料	94,413円

※所得割算出基礎額：平成20年中の総所得から基礎控除額33万円を控除し、千円未満の額を切り捨てた金額

※介護納付金賦課額：40歳以上65歳未満の加入者のみ

※年齢軽減：世帯主を除く18歳以下の被保険者の「基礎賦課額分」及び後期高齢者支援金等賦課額の均等割額について、対象者の1人目は2割を減額、2人目は5割を減額、3人目以降は7割を減額

12. モデル世帯の保険料

1. 箕面市の平成21年度保険料との比較

- ・ 総所得33万円以下の世帯は、均等割額に変更がないため平成21年度と同額の保険料となります

1人世帯

総所得	年間保険料		保険料の差 (3):(2)-(1)
	H21年度 (1)	H22年度 (2)	
330,000	19,890	19,890	0
2,080,000	209,625	236,050	26,425
4,000,000	366,873	422,290	55,417
6,000,000	545,970	599,830	53,860
8,000,000	669,500	721,830	52,330
10,000,000	690,000	730,000	40,000

4人世帯(世帯主、配偶者、子ども2人)

総所得	年間保険料		保険料の差 (3):(2)-(1)
	H21年度 (1)	H22年度 (2)	
330,000	60,021	60,021	0
2,080,000	343,395	369,820	26,425
4,000,000	500,643	556,060	55,417
6,000,000	639,890	694,220	54,330
8,000,000	690,000	730,000	40,000
10,000,000	690,000	730,000	40,000

平成21年度と同額の保険料となります

2. 平成22年度保険料の他市との比較

- ・ 箕面市の保険料が低額です

1人世帯

総所得	箕面市	豊中市	池田市
330,000	19,890	23,566	22,483
2,080,000	236,050	288,552	287,568
4,000,000	422,290	518,952	520,848
6,000,000	599,830	730,000	710,051
8,000,000	721,830	730,000	730,000
10,000,000	730,000	730,000	730,000

4人世帯(世帯主、配偶者、子ども2人)

総所得	箕面市	豊中市	池田市
330,000	60,021	61,817	63,977
2,080,000	369,820	416,055	425,880
4,000,000	556,060	646,455	651,465
6,000,000	694,220	730,000	730,000
8,000,000	730,000	730,000	730,000
10,000,000	730,000	730,000	730,000

13.平成22年度の収納対策

- ・分納誓約の履行状況の管理により、分納不履行者への納付折衝の徹底を行います
- ・箕面市納付コールセンターでの取扱金額をこれまでの10万円以下に加えて、10万円を超え20万円未満の未納の取扱を始めます
- ・コールセンターの電話による未納者への接触から、職員による納付相談につなげる件数を増やします

【平成22年度の予定】

①収納対策担当：高額・困難事案を担当

対象者	4月	5月	6月	7月	8月	9月
①高額滞納者	電話・臨戸	→	→	→	→	
②短期証対象者		文書・電話			文書	文書
③未折衝滞納者	文書	電話	臨戸	文書	文書	電話・臨戸
④分納不履行者		電話	文書・電話	→	→	→
訪問体制（班数）		2班				→
交付要求・参加差押え		随時				→

対象者	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①高額滞納者		電話・臨戸	年末督促の実施	電話・臨戸	→	→
②短期証対象者	文書・電話	電話				
③未折衝滞納者	電話・臨戸	→		電話・臨戸	→	
④分納不履行者	電話	文書・電話		文書・電話	→	→
訪問体制（班数）	2班	→		2班		→
交付要求・参加差押え	随時					随時

②納付コールセンター：少額未納を担当

+

- ・現年度保険料の督促状発送後の電話による納付案内
- ・20万円以下の滞納者に対する電話による接触機会の増加
- ・保険料の口座振替の勧奨

収納対策担当と納付コールセンターとの連携により、効果的な収納対策を行います。

14.医療制度改革（国の動き①）

- ・後期高齢者医療制度を廃止した後の新制度が検討されています
- ・新たな高齢者医療制度に関する中間まとめ（案）が、7月に出されました

○新たな高齢者医療制度創設までのスケジュール

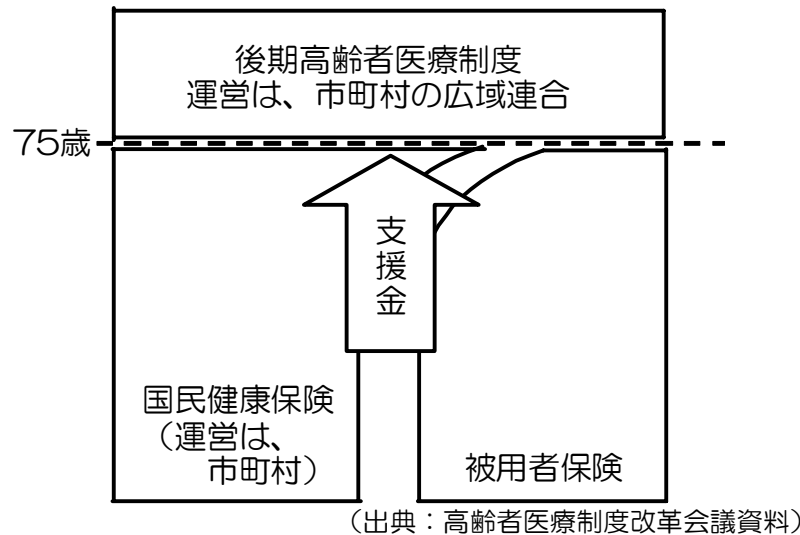
平成21年	11月	高齢者医療制度に関する検討会を設置（厚生労働省）
平成22年	1月	国民健康保険法の改正 →国保の広域化を進めるための「広域化等支援方針の策定」など環境整備を実施
	夏	<u>新たな高齢者医療制度の中間取りまとめ</u>
	末	新たな高齢者医療制度の最終取りまとめ
平成23年	1月	高齢者医療制度廃止法案の国会提出（見込み）
	3月	高齢者医療制度廃止法案の成立（見込み）
平成25年	4月	新たな高齢者医療制度の開始 →併せて、国保の広域化を推進予定

○中間まとめ（案）の要旨

- ・保険制度の枠組み →市町村国保を受け皿とします
- ・制度の運営主体について→財政運営は、都道府県単位とします
- ・公費負担 →公費投入のあり方については、引き続き検討します

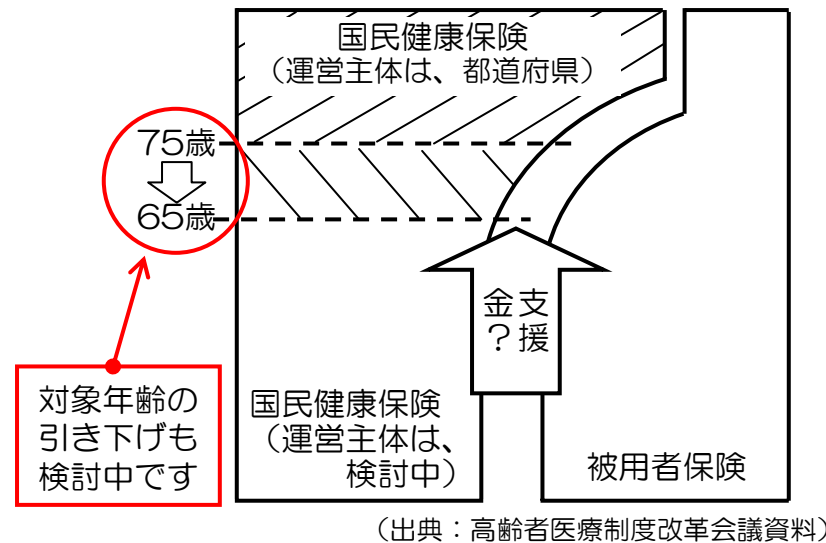
15.医療制度改革（国の動き②）

1.現在の保険制度



- ① 75歳以上のかたは、後期高齢者医療制度に健康保険の種別が変更となります。
- ② 国保・被用者保険から、後期高齢者医療制度を維持するために支援金を出しています。

2.新しい高齢者医療制度



- ① 被用者保険の加入者以外の75歳以上のかたは国保に加入することとなります。
- ② 75歳以上のかたが加入する国保の運営主体は都道府県単位が考えられています。
- ③ 75歳以上のかたが加入する国保の財政的な支援は検討中です。
- ④ 75歳未満のかたが加入する国保の運営主体は検討中です。
- ⑤ 75歳を65歳に引き下げることも検討されています。

17.医療制度改革（大阪府内の動き②）

②大阪府内の国保の平成20年度の財政状況

- | | |
|-------------------|-------------------------------------|
| ・ 法定外の繰入を行っている市町村 | → 43市町村のうち37市町です。 |
| ・ 法定外の繰り入れ金額 | → 約300億円です。 |
| ・ 単年度赤字の市町村 | → 32市町村です。
法定外の繰入を除くと39市町村が赤字です。 |
| ・ 累積赤字の合計額 | → 約800億円です。 |

③今後の動き

- ・ 大阪府が国から示された「広域化等支援方針」を策定するため研究会を主催し、「財政運営」と「収納率等の標準設定」のワーキンググループにより研究を継続中です。

④府内の国保を統一するまでの課題等（7月22日の「府知事と市町村長の協議の場」から）

- ・ 統一保険料を定めることによる保険料の増減額への対応
- ・ 法定外の繰り入れを行わないことによる国保財政への影響
- ・ 各市町村の個別の制度の標準化
- ・ 保険料の収納率の差による財政調整の整備
などが、今後の課題としてあがりました。